

申告書の提出を要する人

①平成26年1月1日現在、小松島市に住所を有する人

②給与所得者で次に該当する人

▼一定のところに勤務していない人、または勤務先から給与支払報告書の提出がない人

▼給与所得以外に営業、農業、不動産、利子、配当などの所得がある人

▼2ヶ所以上の事業所から給与の支払を受けている人

▼平成25年中に会社などを退職した人

▼雑損、医療費、保険料、寄附金などの控除を受ける人

申告書の提出を要しない人

①平成26年1月1日現在、給与または公的年金等の支払いを受けている人で、前年中にそれ以外の所得がなかった人（ただし、給与または年金の支払先から支払報告書の提出がない場合は申告が必要です。）

②税務署に確定申告（平成25年分）を提出した人や提出する人

★申告の際に必要なもの★

◎印かん（みとめ印）

◎事業所得等がある人は、収支内訳書、帳簿類

◎給与所得・公的年金等の所得がある人は、平成25年分の源泉徴収票

◎平成25年中に支払った社会保険料（健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など）の証明書または領収書

※小松島市に納付の社会保険料については、1月中にお送りした納付済額確認書をご利用ください。

◎平成25年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書

◎医療費控除を受けられる人は、平成25年中に支払った医療費の

領収書（事前に集計しておいてください）、保険などで補てんされる金額のわかる書類など

◎寄附金控除を受けられる人は、住所地の共同募金会、日本赤十字社、都道府県または市町村、都道府県または市町村が条例で指定する団体に対して行った寄附の領収書

◎確定申告により所得税の還付を受けられる人は、申告者本人の預貯金等の口座番号が分かるもの

公的年金の支払いのみを受けている人へ

①昭和24年1月1日以前に生まれた人で、年金収入が148万円より多い人、または昭和24年1月2日以降に生まれた人で、年金収入が98万円より多い人のうち、住民税が課税されている人については、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除、医療費控除等の申告をすることにより、住民税が減少する場合があります。（均等割のみの課税の人は減少しない場合があります。）

②公的年金等の収入額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

※確定申告をする必要がない場合であっても、住民税については、申告が必要となる場合があります。